　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和７年８月実施

**兵庫県臨時的任用職員（阪神農林振興事務所）採用試験案内**

**◇受付期間 　随時　※ただし、必要人数に達し次第受付終了**

**◇試験日 　個別連絡にて調整**

**◇勤務場所　 阪神北県民局　阪神農林振興事務所（三田市天神）**

**◇雇用期間　 令和７年8月16日以降～令和８年３月31日まで（一部条件あり）**

**１ 募集職種・登録予定人員・職務内容**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　種 | 登録予定人員 | 職務内容 |
| 総合事務職 | １名 | 阪神農林振興事務所で行う農政振興に係る事務的業務 |

**２　受験資格**

(1) 令和７年４月１日現在で18歳以上かつ行政機関で勤務経験のある方（年齢の上限はなし）

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア　地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれか（下記）に該当する者

●禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

●兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

●日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ　平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を理由とするもの以外)

**３　申込方法**

　(1) 申込方法

　 ア　申込締切日までに受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、封筒の表に「臨時的任用職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、(2)の申込先まで郵送または持参してください。※原則、郵送でのご提出をお願いします。

　 　イ　自己ＰＲカードは必要事項を記入の上、受験申込書と併せて提出してください。

　　 （受験申込書及び自己ＰＲカードはＡ４縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください。）

　 　ウ　申込受付者には、案内等を電子メールで送付しますので、受験申込書にＰＤＦ文書が受信可能なＥ－ｍａｉｌアドレスを必ず記載してください。また、連絡がとれる電話番号も必ず記載してください。

※　書類郵送後、一定期間連絡がない場合は(2)の申込・問い合わせ先まで電話で照会してください。

　(2) 申込先・問い合わせ先

　　　〒669-1531　兵庫県三田市天神１丁目１０番１４号

　　　兵庫県阪神北県民局阪神農林振興事務所管理課（担当：中谷）

　　　TEL 079-562-8834（直通）

**4　選考試験方法**

(1) 口述試験

　責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。（15分程度）

　(2) 試験日・試験会場

試験日時は申込み後に別途お知らせします。

　(4) 試験会場

兵庫県阪神北県民局阪神農林振興事務所（兵庫県三田庁舎）

〒669-1531　兵庫県三田市天神１丁目１０番１４号

TEL 079-562-8834

申込者が多数の場合は、書類選考を実施する場合があります。

**６　合格発表**

試験実施後、合否にかかわらず文書で通知します。

**７　任用期間**

　令和７年８月16日以降～令和８年３月31日までです。

（ただし、任用開始１カ月間の勤務実績に基づく能力実証等により継続できない場合があります。）

**８　勤務条件等**

(1) 月額給与（給料＋地域手当）

給料は、行政職１級の給料表が適用されます。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 月　額 |
| 高校卒 | 203,058円（給料月額194,500円、地域手当8,558円[4.4%]※1）～ ※2 |
| 大学卒 | 235,526円（給料月額225,600円、地域手当9,926円[4.4%]※1）～ ※2 |
| 上　限 | 269,456円（給料月額258,100円、地域手当11,356円[4.4%]※1） |

　　※1 地域手当の額は、勤務地域により異なります。（三田市内は4.4％）

　　※2 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります

※3 給料月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、給料月額の個別照会には応じられませんのでご留意ください。

(2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※給与改定によって手当額等が変わることがあります

(3) 勤務時間

　 週38時間45分（7時間45分×週５日）

(4) 休　　暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大20日間となります（引き続き更新された場合、繰り越されます。）。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給・無給）の適用があります。

(5) その他

地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、

懲戒処分等の対象となります。

受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが

判明した場合は、合格を取り消します。